

行政監査結果報告

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	寺	坂	光	夫
同	田	路	裕	規
同	平	野	章	三

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した平成13年度行政監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査のテーマ

「委託契約事務について」

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化が進むなかで、行財政改善の推進や民間活力の活用の観点から、PFI事業等（別表1）のほか事務事業の委託化が進められており、外部への委託業務は本市の事務事業の執行に大きな役割を果たしている（別表2）。

一方、行政の情報開示や説明責任の重要性が増すなか、委託契約事務の執行についても、公正性や透明性の確保がより一層強く求められている。

このため、委託契約事務が適正に執行されているかを検証することにより、今後もその重要性がさらに増大する委託契約事務の適正な執行に資することを目的に実施した。

2 監査の対象

各局室区において、平成12年度及び平成13年7月までに執行された委託契約事務について、平成12年度分を中心に監査を行った（別表3）。なお、公の施設の管理委託については、平成8年度に実施した「委託施設の管理運営について」の行政監査で対象としているため、今回の監査の対象としていない。

3 監査の期間

平成13年6月20日～平成14年2月6日

4 監査の方法

委託契約状況を把握するため、平成12年度及び平成13年7月までに、各局室区の委託審査委員会で審議された議案についての予備調査を実施した。その予備調査に基づき、委託審査委員会で審議された2,379件のうち所管局、委託の種類等を考慮して238件を抽出し、関係書類の調査とともに、担当職員に対する質問等により事務処理の実情を聴取した（別表4）。

5 監査の項目

(1) 委託審査委員会について

- ア 委託審査委員会に関する必要事項は、各局等において適切に定められているか。
- イ 委託審査委員会は適切に機能しているか。

(2) 委託の内容について

- ア 委託の内容は適切か。性質上委託することが不適切なものはないか。

(3) 委託先の選定について

- ア 委託先の選定方法は適切か。
- イ 随意契約の理由は適切に明記されているか。

(4) 委託契約事務について

- ア 委託契約は適切に締結され、必要な事項が規定されているか。
- イ 委託業務の内容は、明確にできる部分は仕様書等に具体的に明示されているか。

(5) 委託料について

- ア 委託料は適切に算定されているか。
- イ 委託料の支出や精算は適正になされているか。

(6) 履行の確保について

- ア 委託業務の履行確認は適切に行われているか。
- イ 業務報告書等は適切に受領されているか。

6 監査の結果

(1) 委託審査委員会について

委託事務の適正な執行を図るため、「委託事務の執行の適正化に関する要綱」（昭和56年1月14日市長決定。以下「委託要綱」という。）が定められており、事務事業を委託により執行する際の委託の基準や手続き等が定められている。

この委託要綱に基づき、各局室区には、委託の適否の判断を行い、委託先の公正な選定及び委託事務の適正な執行を図るため、各局室区ごとに局室区長を長とする委託審査委員会が設置され

ている。また、委託審査委員会の組織、運営等に関し必要な事項については、各局室区長が運営要領等で定めているが、それぞれの運営要領の規定には若干の相違が見受けられる。

ア 委託審査委員会に付議する委託金額について

運営要領に規定されている委託審査委員会に付議する委託金額の設定は、各局によって異なっており、平成13年度現在では、100万円以上が17局、200万円以上が1局、250万円以上が4局、その他100万円未満が7局となっている(別表5)。各局における委託事務事業の内容や件数等が異なるため、各局の判断により、委託審査委員会に付議する委託金額は定められている。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴い、平成13年度から、予定価格が250万円を超える建設工事について、発注見通しや契約内容の公表を行い、入札及び契約の適正化を図るようになったことを考慮して、委託契約についても、委託審査委員会に付議する金額をそれ以上に設定していた局において250万円以上に変更されている。

委託審査委員会での審議が能率的に行えるように、各局の判断により一定額以上の委託事務を審議するようになっているが、委託審査委員会に付議する委託金額の設定については、局によって違いがあることに、市民や事業者の目からみて合理性が認められるかの観点も踏まえて検討するようにされたい。

イ 委託審査委員会の審議事項について

委託審査委員会の組織、運営その他必要な事項については、委託要綱制定時に示された要領(準則)に準じて、各局室区長が運営要領等を定めており、委託審査委員会の審議事項は、おおむね次のとおりとなっている。

- ・事務事業の委託の適否の判断に関すること。
- ・委託先の選定に関すること。
- ・履行期限又は委託期間の変更に関すること。
- ・委託料の変更に関すること。
- ・その他事務事業の委託に関する重要な事項に関すること。

これらの事項について、委託審査委員会の承認を経たうえでないと、委託契約を行うことができない。ほとんどの局において、委託事業の担当課が契約事務も行っているため、事業担当課の判断を内部チェックする意味からも、今後とも、委託審査委員会で適切な審議を行い内部牽制としての役割を果たされるようにされたい。

また、一部の局では、履行期限又は委託期間の変更に関すること及び委託料の変更に関することが委託審査委員会の審議事項とされていないため、これらの変更が生じた場合にも、委託審査委員会での審議がなされていない事例が見受けられた。

当初の委託に関する審議がなされていても、この2点について大きな変更が生じた場合には、

当初の委託に関する内容が適切であったかどうか、また、変更内容が適切かどうかを判断するためにも、委託審査委員会で審議することを検討されたい。

(都市計画局庶務課、港湾整備局管理部庶務課)

また、運営要領に規定されている履行期間の変更及び委託料の変更に該当する事例について、委託審査委員会に付議されていない事例が見受けられたので、今後、適正に処理されたい。

(外国語大学事務局庶務課)

ウ 付議省略事項について

一部の局では、運営要領において、外郭団体に対する委託のうち継続的なものについて、次年度以降は委託審査委員会への付議を省略できるなどの規定がされている。これは、外郭団体に対する公の施設の管理委託などについては、委託内容が継続しており委託先も確定していることや、また、予算編成時において委託金額が議論されていることなどから、次年度以降においては、委託審査委員会での審議の必要はないと判断されているためと考えられる。

これらの付議省略事項を規定している局においては、年度当初の委託審査委員会に付議省略する委託事務を一括報告し承認を得るようにするなど、付議を省略している委託事務の確認や見直しを行うようにしているが、このような取り決めがなされていない局が見受けられた。

市が取り組んでいる新行政システムを推進するなかで、外郭団体の業務の点検が求められており、また、付議省略している委託事務を明確にするためにも、継続的な事務事業の委託についても確認や見直しを審議するための方策を検討されたい。

(港湾整備局管理部庶務課)

エ 委託審査委員会の開催状況について

委託審査委員会は、運営要領に基づき必要の都度、招集され開催されている。また、緊急その他の場合で会議を開くことができないときには、委託審査委員会を招集せず、議案の持ち回りにより審議することが認められている。

ほとんどの局においては、年度当初から開始される委託契約及び当年度に予定されている委託契約について、前年度末に委託審査委員会を開催し、一括して多数の委託議案を審議している。それ以降に生じた委託議案については、定期的にあるいは必要に応じて随時、委託審査委員会を開催し、審議を行うようにされている。

内部牽制の役割を担う委託審査委員会について、形式的な審議の疑いをもたれることのないよう、できる限り委託審査委員会を開催しての審議に努めるとともに、適切な議案や検討資料の提出により、実質的な審議の場が確保されるように努められたい。なお、委託議案の多い局では、部会を設けて対処している局も見受けられた。

また、平成13年度契約分についての委託審査委員会の開催状況をみると、前年度末に1回

開催したのみで、それ以降平成13年7月までに生じた十数件について、委託審査委員会を開催せず、全て持ち回りにより審議している局も見受けられる（別表5）。

持ち回りによる審議はあくまでも例外であるため、定期的に委託審査委員会を開催するようなルール化を検討するなど、できる限り委託審査委員会を開催して審議するように努められたい。

(2) 委託の内容について

委託要綱では、委託とは、市がその事務事業の処理を相手方に委ねるもので、その性質上客観的基準では、仕様を定めにくく、契約当事者間の信頼関係が重要な契約の要素となり、相手方の責任において行わせるものと定義されている。

一方、委託と性質が似ているものに、一定の仕事の完成を内容とする請負がある。委託と請負は、現実には、区別が困難なものも多いが、本市においては、競争性、客観性及び公平性の確保の観点から、仕様の定め方により、価格のみによる競争が可能となるものについては、その他請負契約として処理することとされている。

また、委託と請負については、契約事務手続規程、助役以下専決規程、委託要綱等で契約方法等について異なる取扱いが規定されており、いずれに該当するかについては、委託審査委員会において厳正に判断することが求められる。

しかしながら、その他請負として価格の競争により経理契約されている事務事業と同種のものについて、委託契約している事例が見受けられた。

事務事業の内容に応じた適切な契約方法を検討されたい。

（教育委員会事務局総務部学校整備課，都市計画局計画部工務課）

(3) 委託先の選定について

地方公共団体の契約は、公正性及び経済性の見地から競争入札によることを原則としている。

随意契約は、その性質又は目的が競争入札に適しないときなど地方自治法施行令第167条の2第1項各号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条に該当する場合に限って認められる。また、神戸市契約規則第26条において、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならないとされている。

この随意契約は、能率的な事務処理ができ、また、資力、信用等の確実なものを選ぶことができるという長所を持っている一方、相手方の選定が一部のものに偏るおそれがあり、競争入札に比べ不利な条件で契約を締結するおそれがあるという短所も持っている。特に、当初から特定の1者を相手として選ぶ特命随意契約については、競争性がないためより慎重かつ厳正な判断が求められる。

このため、随意契約が認められる要件に該当するかどうかを委託審査委員会で適切に判断できるようにするとともに、随意契約を行うにあたっては、より適正な契約事務の執行を確保するた

め、地方自治法施行令等のどの条項に該当するのか、その該当理由や委託先の選定理由を客観的、具体的に明記する必要がある。(豊富な経験及び知識を有していることや実績があり業務に精通していることなどを理由とする記載が多く、これらは委託先選定の一つの要素とは考えられるが、随意契約の理由としては不十分である。)

しかしながら、駅舎清掃業務について特命随意契約を行うにあたり、地方自治法施行令等の該当条文や特定の1者を委託先とする理由を具体的に明記していない事例が見受けられたので、今後適正に処理されたい。

(交通局地下鉄運輸サービス課)

(4) 委託契約事務について

ア 契約書の内容について

契約書に記載すべき事項は、その契約の目的、性質等により異なるが、神戸市契約規則及び委託要綱に基づき必要な事項を記載するとともに、後日、争いが生じないようにその内容を明確にしておかなければならない。

しかしながら、局内の複数の事務所で委託している同種の業務について、一部の契約書に必要な内容が記載されていないなど、規定の仕方が統一されていない事例が見受けられた。

契約書に必要な内容を記載するとともに、同種の業務については契約の規定の仕方を統一するようにされたい。

(水道局センター)

イ 個人情報取扱特記事項について

個人情報を取り扱う業務を委託するにあたっては、神戸市個人情報保護条例に基づき、契約書等に個人情報の秘密の保持に関する事項等の個人情報の保護に関する必要な事項を明記しなければならない。

しかしながら、個人情報を取り扱う業務の委託において、契約書等に個人情報の保護に関する必要な事項が明記されていない事例が見受けられたので、明記すべきである。

(住宅局民間住宅課)

また、標準的な個人情報取扱特記事項として示されているものを適用しているため、契約書と特記事項の記載内容の整合性がとれていない事例が散見されたので、内容を検討のうえ、整合性をとるようにされたい。

ウ 仕様書について

仕様書は、契約書の書面だけでは委託業務の詳細が分かりにくい場合に、委託者の意図をより詳しく受託者に示すために、業務を具体的に執行するための細目等を定めるものであり、委

託料の算定基礎にもなり、また、履行確認にも影響するものであるため、できる限り具体的な仕様書を作成するように努めるべきである。

しかしながら、契約書の書面だけでは委託業務の詳細が分かりにくい場合で、仕様書が作成されていない事例が見受けられた。

委託の業務内容及び受託者への指示内容を明確にするため、仕様の定めが可能な事項については、仕様書を作成し書面による指示を行うべきである。

(港湾整備局新都市整備本部経営管理課)

エ 特定調達契約に該当する場合の手続きについて

平成8年から施行された地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定される特定調達契約に該当する場合については、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、落札者又は随意契約の相手方等の公告をしなければならない。

しかしながら、特定調達契約に該当し、随意契約を行っている場合で、随意契約の相手方等の公告を行っていない事例が見受けられたので、今後は、適正な手続きに努められたい。

(保健福祉局高齢福祉部介護保険課)

(5) 委託料について

ア 委託料の算定について

委託料の算定は、委託業務の履行による対価の支払いの基礎となり、また、委託の目的が、経済性の追求の場合には、委託料が委託の効果を示す指標となるものであるため、委託料の算定にあたっては、その妥当性の確保に十分配慮しなければならない。

しかしながら、委託業務が多種多様でありそれぞれの業務に応じた算定基準がないため、一部の業務を除いては、予算編成方針に基づき委託料を算定している状況である。

このため、できる限り委託先候補以外の業者から参考見積りを徴取するとともに、特命随意契約を行う場合においても、同様の事例や過去の委託料の比較検討を行うなど、委託料の妥当性の確保に十分努められたい。

また、複数の相手方に仕様書を示し、競争見積合わせにより業者を選定する場合においては、見積価格が委託先選定の重要な要素となり、見積りは、仕様書に基づき適正に算定されたものでなければならない。

しかしながら、仕様書に示された数量と異なる数量で見積りがなされている事例が見受けられたので、今後は、仕様書に基づく適正な見積りの徴取に努められたい。

(市民局生活文化部文化振興課)

イ 委託料の支出方法について

委託料の支出方法については、債務金額の確定及び支払時期の到来を待つて債権者に支払う一般支払が原則であるが、必要性が認められる場合には、支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出する概算払、債権者及び債務金額がともに確定した債務について、その履行期日の前に支出する前金払をすることが認められている。

概算払は事後に必ず精算行為を伴い、また、前金払については契約書に支払時期及び金額を明示する必要があるなど、支出方法によって事務手続きが異なっているため、それぞれの場合に応じた適正な支出方法により支出しなければならない。

しかしながら、契約書の規定に基づく適正な支出方法がとられていないため、その支出方法に伴う必要な事務手続きもなされていない事例が見受けられた。今後は、契約書の規定に基づく支出方法により、適正に支出事務を行うようにされたい。

(6) 履行の確保について

契約の適正な履行を確保するため、地方自治法では、必要な監督又は検査をしなければならないと規定されている。また、委託要綱においては、委託により執行された事務事業が適正に履行されたかどうかを確認するため、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて公正かつ的確に検査を行わなければならないとされている。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、今後、適切な履行の確認に努められたい。

設備管理業務の委託において、勤務時間等を記録した日報の記載の仕方が委託業者において徹底されておらず、時間外の勤務時間が日報に記載されていない場合があり、時間外勤務についての履行の確認が適切になされていない事例が見受けられた。

日報については、委託業者の勤務時間を確認し、委託業務が適正に履行されたかどうかを検査するためのものであり、また、委託業者にとっては委託料の請求根拠となるものでもあるため、正確に日報を記載するよう委託業者を指導するとともに、適切な履行確認を行うべきである。

(行財政局行政部庶務課)

月毎に業務履行を確認し委託料を支払うことになっている設備管理業務の委託について、委託業者から月報等の提出を義務付けていない事例が見受けられた。

契約の性質により、報告書の提出によらなければ、契約内容の履行状況を適切に確認できないような事務事業については、報告書の提出を義務付け適切に検査を行うようにすべきである。

(中央区市民部総務課)

以上、監査の結果を述べた。

本市における委託件数及び委託料は膨大なものであり、委託契約事務が適正に執行されるためには、第一に、委託要綱及び各局の運営要領に定められた委託審査委員会の機能が適切に果たされることが必要である。このため、各局においては、委託審査委員会の機能について再点検するとともに、本来の機能が適切に果たされるように十分留意されたい。

また、委託については、請負における経理契約のように契約事務が事業の担当課と分離しておらず、必ずしも、価格競争によることなく相手方を選定し、契約を行うことができる。委託契約事務の公正性を一層確保するため、随意契約及び委託先選定の具体的な理由の明示や、委託金額の検証資料の提示などにより、内部牽制の機能を果たす委託審査委員会での実質的な審議が担保されるように努められたい。

さらに、厳しい財政状況の下、外郭団体への委託についても、民間事業者が同様の業務を行えるものについては、可能な限り競争見積合わせを行うとともに、本市の行政を補完する役割を担い柔軟にサービス提供を行える特性等から、外郭団体に特命随意契約を行う場合においても、委託金額の妥当性について慎重に検討するように努められたい。

社会経済情勢の変化に伴い、NPOへの委託やPFIの活用などによる本市事業のアウトソーシングの取組みは、今後ますます重要になると考えられるため、委託契約事務の執行については、これまで以上に公正性及び経済性の確保に留意し、一層適正な執行に努められるよう要望する。

別表1 PFI事業等について

事業方式	PFI方式 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基く)	
事業名	摩耶ロτζ整備等事業	マリンピア神戸フィッシャリーナ 施設整備等事業
事業期間	20年間	20年間
事業内容	整備業務 整備工事, 耐震補強工事, 設計, 工事監理等 維持管理・運営業務	整備業務 設計, 整備工事, 工事監理 維持管理・運営業務
費用の負担	事業者: 事業資金を調達し, 施設整備 を行う。 市: 施設整備費5億円を20年均等分 割で支払う。 維持管理・運営費用を支払う。 (宿泊使用料収入相当額)	事業者: 事業資金を調達し, 施設整備 を行うとともに市に水面占用 料を支払う。 市: 施設借上料, 維持管理・運営費用 を支払う。 (係船使用料収入の範囲内)
管理運営の 開始時期等	平成13年7月13日オープン (平成13年3月17日ガラスハウスオ ープン) 平成32年度末まで	平成13年10月1日オープン 平成33年度末まで
事業者	鹿島建設株	ヤマハ発動機株

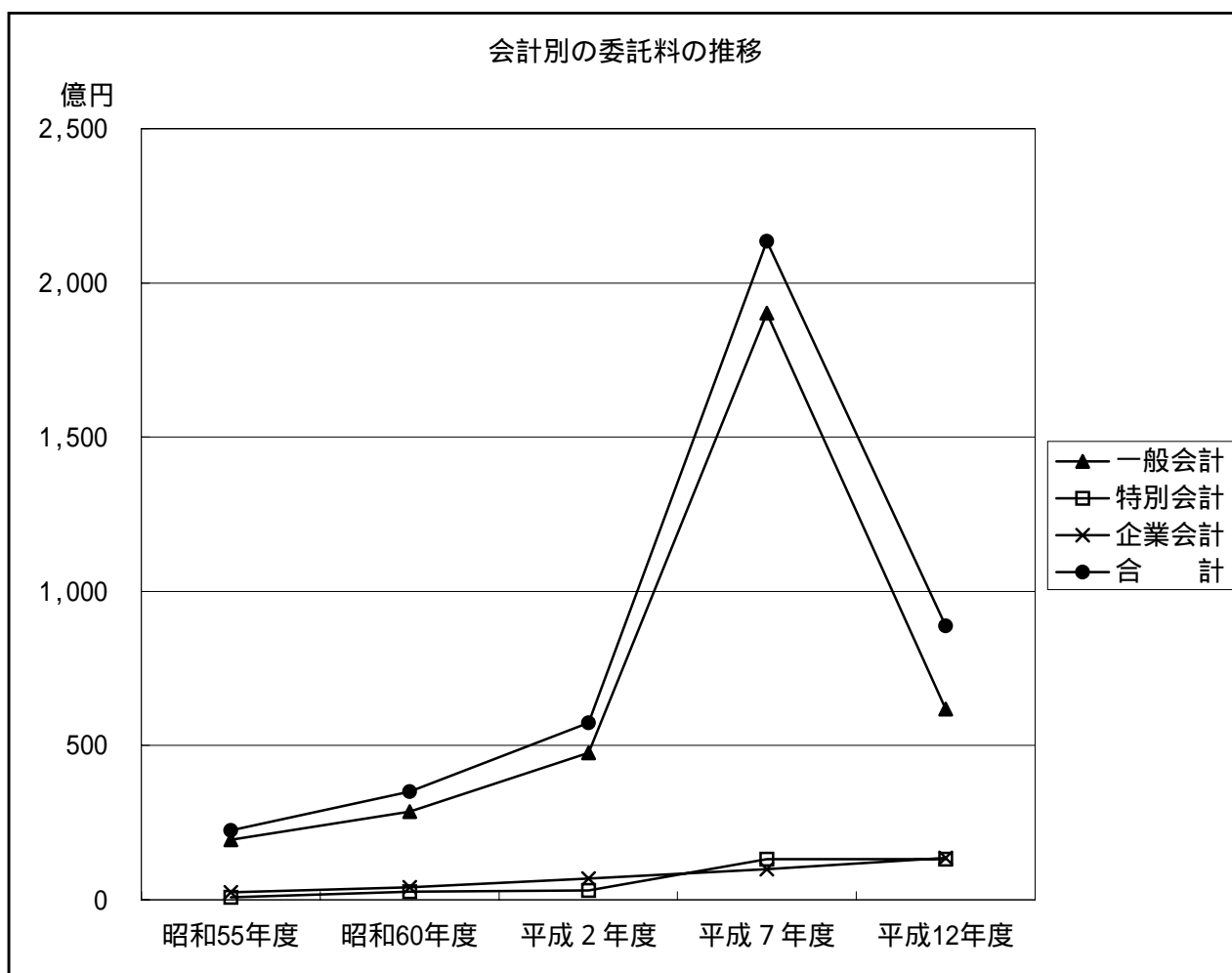
公設民活方式 (管理運営は都市公園法第5条による管理許可方式)		土地信託方式 (地方自治法第238条の5に基く)
グリーンスタジアム神戸 管理運営業務	神戸ウイングスタジアム 整備事業	舞子ピラ土地信託事業
10年以内(許可期間)(予定)	10年以内(許可期間)(予定)	30年(信託期間)
維持管理・運営業務(管理許可)	整備業務(業務委託) 事業計画, 設計, 施工 維持管理・運営業務(管理許可)	舞子ピラ本館建設業務 土地, 建物の管理・運用業務 (信託銀行は建物を神戸マリンホテルズ(株)に賃貸し, 管理運営させる。)
事業者: 許可使用料を市に支払う。 市: 維持管理・運営費用の負担なし。	事業者: 許可使用料を市に支払う。 市: 工事費 約230億円 維持管理・運営費用の負担なし。	事業者: 事業資金を調達し, 舞子ピラ本館建設を行う。信託報酬として建物賃貸料収入の一部を受領する。 市: 剰余金が発生した場合, 信託配当を受領する。
平成14年度(予定)	平成15年春(予定) (整備業務) 第1次整備: 平成11年3月~平成13年10月 第2次整備: 平成14年7月~平成15年春	平成8年10月1日 (平成10年9月1日舞子ピラ本館竣工) 平成38年9月30日まで
オリックス野球クラブ(株) (予定)	維持管理・運営業務 神戸ウイングスタジアム(株)(予定) 整備業務 神鋼・大林グループ (株)神戸製鋼所, (株)大林組	信託受託者 さくら信託銀行(株) 中央三井信託銀行(株) 東洋信託銀行(株) (管理運営は神戸マリンホテルズ(株))

別表2 委託料の推移

(単位 金額：百万円，比率：%)

会 計	年 度	昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成12年度	
		決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率
一般会計	委託料	19,414	4.1	28,519	5.3	47,548	6.4	190,224	11.6	61,920	7.1
	総 額	468,108		536,021		747,338		1,642,155		876,922	
特別会計	委託料	767	0.4	2,554	0.8	2,948	0.7	13,195	2.5	13,280	1.9
	総 額	182,065		322,074		395,686		521,355		698,434	
企業会計	委託料	2,410	1.8	4,077	2.0	6,833	2.7	10,029	3.7	13,653	6.6
	総 額	136,426		200,280		252,986		274,284		206,801	
合 計	委託料	22,592	2.9	35,149	3.3	57,328	4.1	213,448	8.8	88,853	5.0
	総 額	786,599		1,058,375		1,396,010		2,437,795		1,782,157	

- (注) 1 比率は、決算額総額に占める委託料の比率である。
 2 企業会計は、収益的支出の金額である。
 3 平成7年度は、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業の影響により増大している。



別表3 局別委託事務事業内容

(単位 金額：百万円)

局	委託料執行額	主な委託事務事業
建設局	19,905	神戸ウイングスタジアム建設事業 都市公園施設整備業務，測量設計業務 処理場設備運転管理業務
都市計画局	17,848	都市計画道路設置事業，土地区画整理事業 再開発ビル実施設計業務，測量及び換地設計業務 再開発住宅販売に関する広告宣伝業務並びに販売準備業務
保健福祉局	15,037	ホームヘルプサービス事業，高齢世帯支援員派遣業務 介護保険システム（汎用分）開発業務 病院受付及び会計部門処理業務
産業振興局	7,070	ほ場整備事業，農業集落排水事業 海外事務所運営業務，調査・検討業務 観光案内所，総合インフォメーションセンター運営業務
住宅局	5,638	神戸市すまいの安心支援センター業務 自家用電気施設保安管理業務 共同・協調建替促進事業計画作成業務
教育委員会事務局	5,611	児童・生徒等の検診業務 スポーツイベント推進事業 文化財発掘調査
水道局	3,923	メーター検針，未納整理事務等の水道料金徴収業務 期間満了メーター取替業務，電子計算機処理業務
市民局	3,573	広報紙発行業務，市政広報番組の制作・放送 勤労者福祉共済制度事務
港湾整備局	3,092	港湾管理施設維持補修業務，大阪湾廃棄物処理事業 摩耶大橋・港湾幹線道路料金徴収業務
環境局	2,943	一般廃棄物埋立処分業務 埋立処分地排水管理施設管理業務
交通局	1,865	車両点検整備業務，車両清掃業務 地下鉄施設設備管理業務
行財政局	1,063	庁舎設備管理業務，庁舎警備業務 固定資産税評価図作成業務

(注) 1 平成12年度における委託料執行額が高い上位12局を掲載している。

2 企業会計は，収益的支出の金額である。

3 局の委託料執行額には，区への配分予算の執行を含む。

別表4 委託審査委員会で審議された委託事務事業分類

類 型		主な事務事業	平成 12 年度	平成 13 年度	合 計	抽出件数
第 1 類型	専門的情報 ・知識・技 術を活用す るもの	調査・研究， 編集・レイアウト	3 0 3	2 6 3	5 6 6	6 8
第 2 類型	規模の利益 等が期待さ れるもの について専門 的スキルを 活用するもの	電子計算機処理， 施設・設備維持保守， 設計	8 0 2	6 4 8	1 , 4 5 0	1 1 1
第 3 類型	市民ニーズ へのきめ細 かな対応と 市民意識の 高揚を目指 すもの	文化・スポーツ事業， 福祉事業	1 7 4	1 8 9	3 6 3	5 9
合 計			1 , 2 7 9	1 , 1 0 0	2 , 3 7 9	2 3 8

- (注) 1 類型は、委託事務の執行の適正化に関する要綱の規定による。
 2 平成 13 年度の件数は、平成 13 年 7 月までの審議件数である。
 3 予備調査において、各局室区から提出された委託審査委員会で審議された議案一覧を
 もとに類型別に分類している。

別表5 委託審査委員会一覧表

局 室 区	平成12年度					平成13年度				
	付議金額	開催回数	審議件数	持回り件数	合計件数	付議金額の変更	開催回数	審議件数	持回り件数	合計件数
会計室	全て	0	0	1	1		0	0	0	0
企画調整局	100万円	7	34	7	41		5	55	4	59
行財政局	500万円	4	37	7	44	250万円	2	16	3	19
市民局	100万円	1	38	45	83		4	62	8	70
保健福祉局	2000万円	1	53	2	55	250万円	1	209	11	220
環境局	500万円	1	38	8	46	250万円	1	40	17	57
産業振興局	100万円	3	7	23	30		3	9	5	14
建設局	200万円	23	222	69	291		16	188	14	202
都市計画局	100万円	12	148	22	170		6	77	11	88
住宅局	100万円	11	47	1	48		4	36	0	36
港湾整備局	100万円	47	139	8	147		21	40	4	44
東灘区	100万円	1	2	4	6		1	3	1	4
灘 区	100万円	2	2	0	2		0	0	2	2
中央区	100万円	1	1	1	2		3	3	0	3
兵庫区	100万円	3	3	2	5		3	3	0	3
北 区	100万円	1	1	4	5		1	4	0	4
長田区	100万円	3	7	0	7		1	6	0	6
須磨区	全て	2	3	19	22		9	9	0	9
垂水区	100万円	1	3	1	4		2	5	1	6
西 区	100万円	1	1	1	2		0	0	1	1
外国語大学	100万円	8	11	0	11		4	7	0	7
消防局	75万円	2	3	10	13		4	7	4	11
水道局	50万円	8	70	4	74		4	64	0	64
交通局	100万円	12	67	6	73		4	65	2	67
教育委員会事務局	500万円	1	64	20	84	250万円	1	79	15	94
選挙管理委員会事務局	全て	3	3	0	3	100万円	2	2	0	2
人事委員会事務局	50万円	1	1	0	1		0	0	0	0
市会事務局	全て	2	5	4	9		1	3	4	7
合 計		162	1,010	269	1,279		103	992	108	1,100

(注) 1 平成13年度の回数及び件数は、平成13年7月までの審議分である。

2 建設局及び港湾整備局の回数、件数には、部会による審議を含む。

・建設局 測量設計委託部会、事務管理委託部会、下水道事業委託部会

・港湾整備局 管理部委託先審査部会、技術部委託先審査部会、新都市整備本部委託先審査部会